

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

VI 権利闘争

5 総評の中央総行動

総評は、八四春闘行動の一環として一九八四年三月二三日「働く者の生活と権利を守る全国縦断行動三・二三中央総行動」を全国から一万二〇〇〇名を動員して展開した。

総行動は八三年十一月八日の拡大評議員会で決定され、中央実行委員会、地方実行委員会がもたれ、「八四春闘・働く者の生活と権利を守る全国縦断行動」として具体化されたものである。

中央・地方を通じての統一要求は、(1)賃金引上げ、人勧・仲裁の完全実施、(2)軍事費突出反対、増税なき減税の実現、(3)健保・年金の改悪反対、(4)雇用保険法改悪反対、失対就労削減反対、(5)男女雇用平等法の実現、(6)労働基本権確立、国鉄二〇二億損害賠償訴訟撤回、(7)不当労働行為、司法反動の阻止、(8)非核三原則堅持、原爆被爆者援護法制定、であり、二月下旬から三月上旬にかけて全国各地で「全国縦断行動」の名において地方自治体などにたいする要請行動をおこなったあと、三月二三日中央総行動として総結集した。

三月二三日の行動は各省庁、最高裁、中労委、親会社・背景資本、日経連、国鉄本社における交渉、抗議・要請というかたちでおこなわれたが、最高裁にたいしては、公正裁判要求、訴訟手続、庁舎管理の改善の三点について申入れをおこなった。

【最高裁にたいする申入れ三項目】

- 一、貴裁判所は、係属労働事件につき、憲法、その基本的人権保障なかんずく第二八条の労働基本権の明文保障規定にかんがみ、それにしたがった公正な裁判を行うこと。
- 二、訴訟当事者の訴訟活動を妨げる訴訟手続を改善すること。

(1)訴訟当事者・代理人・弁護人からの面会申し入れに対しては、担当裁判官ならびに調査官が出来るかぎりすみやかにこれに応じて自由に面会し打ち合せを行い、また審理の進行状態についての問い合わせには支障のないかぎり回答し、その訴訟当事者・代理人・弁護人の諸々の希望に十分耳を傾けるといふ訴訟手続本来のあり方に復帰されるよう取りはかること。

(2)訴訟当事者の一方から提出された書面については、必ずすみやかにこれを相手方に送達すること。

(3)事件の回付、口頭弁論を開くか否か、その日時、進行方法等については、すべて事前に訴訟当事者と訴訟準備に必要なかつ十分な期間の余裕をおいたうえ、打ち合わせをして決定すること。

- (4)十分な訴訟当事者・代理人・弁護人席を法廷に設置すること。
- (5)判決言渡期日は、十分な余裕をおき、訴訟当事者に事前に告知するとともに、商業新聞への事前発表は一切行わないこと。
- 三、閉ざされた庁舎管理を改善すること。
- (1)訴訟当事者の立入りなどの規制を撤廃するとともに、一般市民のそれも緩和すること。

- (2)傍聴券の配布は、主権者たる国民に対するものである以上、正門内で行うこと。  
(3)裁判所職員以外の警備を廃止すること。

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
発行 1984年12月15日  
編著 法政大学大原社会問題研究所  
発行所 労働旬報社  
2001年8月21日公開開始

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---